

東日本高速道路株式会社

第10期定時株主総会

報告事項

事業報告	・・・	P 1
貸借対照表	・・・	P 2 1
損益計算書	・・・	P 2 4
株主資本等変動計算書	・・・	P 2 5
個別注記表	・・・	P 2 6
連結貸借対照表	・・・	P 3 4
連結損益計算書	・・・	P 3 6
連結株主資本等変動計算書	・・・	P 3 7
連結注記表	・・・	P 3 8
連結計算書類に係る会計監査人監査報告謄本	・・・	P 4 7
会計監査人監査報告謄本	・・・	P 4 8
監査役会の監査報告謄本	・・・	P 4 9

(添付書類)

事 業 報 告

〔 平成26年4月 1日から
平成27年3月31日まで 〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 総括

当連結会計年度における日本の経済は、当初は消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動等の影響から個人消費などに一部弱い動きがみられたものの、その後の円安や原油安を背景とした企業収益の改善や、雇用・所得環境の改善により個人消費も底堅く推移し、緩やかな回復基調が続きました。

このような事業環境のなか、当社は、グループ一体経営を推進しつつ、経営方針である「お客さま第一」、「公正で透明な企業活動」、「終わりなき効率化の追求」、「チャレンジ精神の重視」及び「CSR経営の推進」を常に念頭に置き、お客さまに安全・安心・快適・便利な高速道路空間を提供すべく、コンプライアンス体制やリスクマネジメント体制に基づき、適正かつ効率的に業務を遂行してきました。

まず、長期的視点に立って経営基盤の強化に向けた取組みを推進するため、当社設立から20年後にあたる平成37年(2025年)に達成したい姿を描いた「長期ビジョン2025」を策定しました。そして、「長期ビジョン2025」の実現に向けたスタート期間として、平成26年度からの3年間を「着実に事業を遂行し将来の飛躍につなげる期間」と位置づけ、「中期経営計画(平成26～28年度)」を策定し、これに基づき事業を実施しました。

高速道路事業では、東日本大震災の被災地復興に大きく寄与する常磐自動車道について、平成26年12月6日に浪江インターチェンジ(IC)～南相馬IC間及び相馬IC～山元IC間を、平成27年3月1日に常磐富岡IC～浪江IC間をそれぞれ開通させました。これにより、常磐自動車道は、昭和41年の予定路線決定から49年の歳月を経て全線開通となりました。更に、首都圏中央連絡自動車道(稲敷IC～神崎IC)ほか1区間を開通させたほか、首都圏環状道路の早期整備に向けて、首都圏中央連絡自動車道や東京外環自動車道について事業を鋭意進めました。

また、国土交通大臣から平成26年3月14日に許可を受けた平成26年4月以降の新たな高速道路料金については、利便増進計画の終了に伴う料金割引の再編や消費税率引上げの反映等を実施し、円滑な導入に努めてまいりました。

更に、高速道路の大規模更新・大規模修繕については、平成26年6月の道路整備特別措置法等の改正を受け、特定更新等工事(以下「更新事業」という。)が法定化され、平成27年3月24日に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)と更新事業の実施及びその財源として料金徴収期間を約10年延長する内容の協定変更を行うとともに、平成27年3月25日付けで国土交通大臣から事業実施に関して変更許可を受けました。

加えて、長期的な道路インフラの安全・安心の確保のために、当社独自の取組みである「スマートメンテナンスハイウェイ(SMH)構想」の実現に向け、平成26年5月に具体的な検討課題や体制などを取りまとめた「SMH基本計画」を策定するとともに、国内外の大学等研究機関と連携した研究開発を行うなど、具体的な取組みを展開しました。

更に、SMH関連技術や情報基盤高度化技術の開発、その内部活用の促進、技術開発成果の外販などの業務を実施する子会社も設立しました。

道路休憩所事業では、平成26年11月に、磐越自動車道磐梯山サービスエリア（下り線）を旅のドラマを演出する「ドラマチックエリア」としてリニューアルする等、お客さまにご満足いただけるエリアづくりに努めてまいりました。

当連結会計年度の営業収益は1兆887億10百万円（前期比26.7%増）、営業費用は1兆818億43百万円（前期比26.4%増）、営業利益は68億67百万円（前期は32億52百万円の営業利益）、経常利益は100億22百万円（前期は57億95百万円の経常利益）となり、この結果、102億93百万円の当期純利益（前期は22億96百万円の純利益）となりました。

各部門の概況は次のとおりです。

② 部門別の状況

I 高速道路事業

高速道路事業につきましては、安全で快適な走行環境を確保するため、道路機能の向上、清掃や点検、道路の補修等の管理を適正かつ効率的に行うとともに、高速道路ネットワークの早期整備に向け高速道路の新設及び改築に取り組んでまいりました。

高速道路の管理事業につきましては、当連結会計年度末現在で管理延長が計43道路3,822kmとなった高速道路の安全と快適をお客様にいつも実感していただけるよう、騒音低減効果及び雨天時の事故防止効果の高い高機能舗装の整備等を進めてきました。

また、高速道路の災害対応としましては、平成26年2月に関東地方を襲った記録的な大雪により首都圏を中心とした広範囲で長時間の通行止めを余儀なくされた経験を踏まえ、首都圏大雪対策プロジェクトを立ち上げて対策の検証を行い、検証結果をもとに雪氷車両の増強等による除雪体制の強化や、災害時専用ツイッターの立上げ等によるお客様への情報提供に関する新たな取組みを行いました。このほか、大規模地震や大雪時における道路管理者による放置車両対策を強化するために平成26年11月に災害対策基本法が改正されたことを受け、機構と当該事務に係る受託契約を締結して当社が放置車両を早期に排除できる環境を整えました。

そして、経年劣化が進む高速道路の資産を将来にわたって健全な状態で管理し、お客様に安心して利用していただくために必要な方策について、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と共同で、平成27年1月に「東・中・西日本高速道路の更新計画」を作成し国土幹線道路部会において審議いただいたうえで、平成27年3月に国土交通大臣から更新事業の実施と、その財源を確保するために料金徴収期間を約10年延長すること等を内容とする事業の変更について許可を受けました。

更には、維持管理・更新の効率化や高度化を図る当社独自の取組みとして平成25年7月に発表した「SMH構想」について、平成26年5月に「SMH基本計画」を策定し、平成32年の「インフラ管理センター（仮称）導入」に向けた具体的なロードマップを作成するとともに、関係機関と連携して研究開発を行うなど、具体的な取組を進めました。

また、平成26年4月1日には、利便増進計画による割引の終了に伴い割引制度全体を見直すとともに、消費税率の引上げを通行料金に適正に転嫁するなどの料金の変更を行いました。このほか、福島第一原子力発電所の事故により避難されている方を対象として平成23年6月から国の施策に基づき開始した通行料金の無料措置を当連結会計年度も継続したほか、「東北観光フリーパス」や「Hokkaido Expressway Pass（北海道エクスプレスウェイパス）」等の企画割引を実施しました。また、常磐自動車道の南相馬鹿島スマートインターチェンジの運用開始を含め、計38箇所のスマートインターチェンジの適切な運用管理を行うことにより、お客様の利便性向上と地域との連携強化を図りました。

一方、高速道路の新設事業につきましては、計7道路252kmの区間で、4車線化拡幅等の改築事業は、計22道路86kmの区間で実施しました。当連結会計年度の新規開通区間は次のとおりです。

【新設】2道7区間（86.2km）

道路名	区間	延長
高速道路		
常磐自動車道	相馬IC～山元IC	23.3km
	常磐富岡IC～南相馬IC	32.7km
一般有料道路		
首都圏中央連絡自動車道	稲敷IC～神崎IC	10.6km
	久喜白岡JCT～境古河IC	19.6km

※平成27年6月7日に、首都圏中央連絡自動車道神崎IC～大栄JCT間（9.7km）を開通させる予定です。

なお、北海道縦貫自動車道（士別剣淵IC）等4箇所のインターチェンジ、6箇所のスマートインターチェンジ整備等を行う高速道路事業の変更について、国土交通大臣から平成26年8月8日に許可を受けました。

この結果、当連結会計年度において、全体計画延長3,987kmの約96%にあたる3,822kmの高速道路ネットワークを形成させました。高速道路の新設・改築にあたっては、良好な沿道環境の保全や地域との調和を図るため、遮音壁の設置や盛土のり面の樹林化等を進め、地球温暖化防止等にも寄与すべく努力してまいりました。

また、新技術の活用等によるコスト削減の取組みにつきましては、トンネル照明設備における新型照明器具の開発、スケールメリットを活かした資材の直接調達等について、機構との協定に基づき助成金を獲得いたしました。

当連結会計年度の料金収入等は、利便増進計画の終了に伴う料金割引の再編等により7,857億36百万円（前期比17.5%増）となりました。また、上掲の各区間を新規に開通させたこと等に伴い、道路資産完成高は2,454億82百万円（前期比108.9%増）となりました。これらにより、高速道路事業における営業収益は1兆312億19百万円（前期比31.2%増）となりました。

一方、機構との協定に基づく道路資産賃借料については、同協定の加算条項の適用等により5,601億90百万円（前期比21.2%増）となりました。また、その他の営業費用については、4,666億97百万円（前期比43.9%増）となりました。これらにより、高速道路事業における営業費用は1兆268億87百万円（前期比30.6%増）となりました。

この結果、当連結会計年度において、高速道路事業は43億31百万円の営業利益（前期は3億8百万円の営業損失）となりました。

II 受託事業

受託事業につきましては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等で、経済性、効率性等から当社が行う事業と一体として実施することが適当と認められる工事等について、事業を推進してまいりました。

当連結会計年度の受託事業における営業収益は176億43百万円（前期比43.4%減）、営業費用は176億20百万円（前期比43.6%減）となり、この結果、23百万円の営業利益（前期は65百万円の営業損失）となりました。

III 道路休憩所事業

道路休憩所事業につきましては、当社が管理する318箇所（うち、当社の営業施設がある箇所は185箇所。）のサービスエリア・パーキングエリアをより魅力ある空間として楽しんでいただけるものとするため、当社全額出資の子会社であるネクセリア東日本株式会社、株式会社ネクスコ東日本リテイル、株式会社ネクスコ東日本エリアサポート及び株式会社ネクスコ東日本ロジテムと一体となり、高速道路商業施設運営のスペシャリストとして、CS（顧客満足度）の向上を図るとともに、業務執行の効率性を追求しながら、事業を推進してまいりました。

当連結会計年度における営業施設の運営につきましては、地元の特産品や名産品等の地域産品を紹介・応援することを目的とした「地域産品応援フェア！」を実施したほか、お客様にサービスエリア・パーキングエリアで地域の味を楽しんでいただくことを目的とした「NEXCO東日本 どんぶり王座決定戦！」を開催する等、地域の「ショーウィンドウ」化を推進してまいりました。

営業施設の建設につきましては、平成26年11月に、磐越自動車道磐梯山サービスエリア（下り線）を地域性・旅の楽しみを凝縮した旅のドラマを演出する「ドラマチックエリア」としてリニューアルする等、お客さまにご満足いただけるエリアづくりに努めてまいりました。

当連結会計年度の道路休憩所事業における営業収益は、消費税率引上げ等の影響で店舗売上高が減少したこと等により、435億64百万円（前期比3.7%減）となりました。

一方、営業費用は、売上原価の減少等により、409億22百万円（前期比1.7%減）となり、この結果、26億42百万円の営業利益（前期は36億9百万円の営業利益）となりました。

IV その他の事業

その他の事業につきましては、平成26年7月に高速道路の情報サイト「E-NEXCOドライブプラザ」（ドラぷら）を全面リニューアルし、お客さまの利便性向上に努めたほか、平成27年3月に東北自動車道泉検札所跡地において再生可能エネルギー（太陽光発電所）による電気供給（売電）を開始し、事業の拡大に努めてまいりました。更に、カード事業、日比谷駐車場事業、郡山トラックターミナルほか1ヶ所におけるトラックターミナル事業、高速道路の高架下における占用施設活用事業等を行いました。

また、平成26年10月に新規事業の開発を加速し、事業を精力的に立ち上げることを目的として事業創造企画室を設置しました。平成27年3月には、SMH関連技術や情報基盤高度化技術の開発、その内部活用の促進、技術開発成果の外販などの業務を実施する子会社である株式会社ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズを設立しました。

国内のコンサルティング事業としましては、国土交通省が事業促進PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）として発注した「三陸沿岸道路事業監理業務（気仙沼

唐桑工区)」(10km)を平成24年6月から継続的に実施しています。

海外事業の分野では、高速道路事業を通じて蓄積された技術とノウハウを活用して、インドにおいてバンガロールITSマスタープラン策定調査業務等の海外コンサルティング業務を行っています。

また、インド最大規模の道路PPP運営会社であるITNL社(IL&FS Transportation Networks Limited)とともに、インドの道路PPP事業への本格参入に向けた調査・検討を進めております。

さらに、ITNL社に対し、高速道路の計画、建設、管理・運営に関する技術アドバイザリー業務を平成26年2月から継続的に実施しています。

当連結会計年度のその他の事業における営業収益は16億96百万円(前期比6.0%増)、営業費用は17億93百万円(前期比12.7%増)となり、この結果、96百万円の営業損失(前期は10百万円の営業利益)となりました。

(2) 対処すべき課題

高速道路事業におきましては、安全・安心・快適・便利な高速道路のご利用を確保しつつ、機構との協定に基づく道路資産賃借料を着実に支払うとともに、高速道路ネットワークの形成を進めていく必要があります。特に、高速道路の管理につきましては、景気の動向等が交通動向や料金収入に与える影響を引き続き注視しつつ、お客さまを第一に考え、適切かつ円滑な運用を図っていく必要があります。

これらの課題に適切に対処していくため、当社は、経営理念・ビジョンを共有するグループ会社との一体経営を一層推進し、グループ全体の効率性・生産性の更なる向上に努めてまいります。あわせて、高速道路をこれまで以上に有効に活用し、その効果を最大限発揮させることで、地域社会の発展と暮らしの向上、更には広く日本経済全体の活性化に貢献してまいります。

また、平成27年度は、「中期経営計画(平成26~28年度)」の2年目としてその確実な達成に向けて、取り組んでまいります。

特に、高速道路の更新事業については、平成27年3月24日に締結した機構との協定及び平成27年3月25日付けの国土交通大臣からの事業の変更許可に基づき、更新事業の具体的な進め方を検討し、関係機関と連携を図りながら着実に実施してまいります。

これら高速道路の安全・安心の確保のための取組みのほか、休憩施設のリニューアル等により、お客さまにご利用いただきやすく心地良い空間づくりに取り組んでまいります。また、地域社会に貢献するため、ミッシングリンク解消に向けた首都圏環状道路の整備や地方の道路建設事業を展開するとともに、地域との連携や災害時の対応力の強化等の課題について、グループ一丸となって取り組んでまいります。

株主様におかれましては、今後とも当社グループの事業に対し、一層のご支援を賜りますようお願いいたします。

(3) 資金調達の状況

当期の道路建設等の資金に充てるため、次のとおり、総額1,450億円の普通社債を発行するとともに、金融機関から総額1,300億円の借入れを行い、総額2,750億円を調達いたしました。

種別	発行日 (借入日)	発行額 (借入額)
東日本高速道路株式会社第26回社債	平成26年 5月19日	350億円
東日本高速道路株式会社第27回社債	平成26年 7月29日	350億円
東日本高速道路株式会社第28回社債	平成26年11月18日	400億円
東日本高速道路株式会社第29回社債	平成27年 2月 3日	350億円
長期借入金	平成26年 4月30日	300億円
長期借入金	平成26年 8月15日	250億円
長期借入金	平成26年 9月12日	200億円
長期借入金	平成27年 3月20日	300億円
長期借入金	平成27年 3月27日	250億円
合計		2,750億円

なお、道路建設等の事業資金に充てるために当社が負担している債務のうち、当期においては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定に基づき、機構に帰属した道路資産に対応する2,598億円（社債債務2,248億円及び借入金債務350億円）の債務が機構に引き受けられました。

また、平成27年3月26日開催の取締役会において、平成27年度における普通社債及び長期借入金の調達限度額を5,444億円、短期社債及び短期借入金に係る残高の限度額を各750億円とすることをそれぞれ決議いたしました。

(4) 設備投資の状況

① 当期中に完成した主要設備

(高速道路事業)

常磐自動車道新規開通に伴う新地料金所ほか7料金所の新設(全8箇所)(スマートインターチェンジ分を含む。)

道央自動車道大谷地料金所ほか54料金所ETC設備の新設(全55箇所)(スマートインターチェンジ分を含む。)

(道路休憩所事業)

常磐自動車道南相馬鹿島サービスエリア(集約)の営業施設の新設(1箇所)

② 当期継続中の主要設備の新設・拡充

(高速道路事業)

首都圏中央連絡自動車道新規開通に伴う坂東料金所ほか9料金所の新設(全10箇所)(スマートインターチェンジ分を含む。)

東北自動車道大和料金所ほか47料金所ETC設備の新設(全48箇所)(スマートインターチェンジ分を含む。)

(道路休憩所事業)

常磐自動車道守谷サービスエリア(下り線)の営業施設の改修(1箇所)

首都圏中央連絡自動車道菖蒲パーキングエリア(集約)の営業施設の新設(1箇所)

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	単位	平成 23 年度 第 7 期	平成 24 年度 第 8 期	平成 25 年度 第 9 期	平成 26 年度 第 10 期 (当連結会計年度)
営業収益 (売上高)	百万円	839,816	840,461	859,053	1,088,710
経常利益	百万円	7,179	10,879	5,795	10,022
当期純利益 又は純損失	百万円	4,515	8,275	2,296	10,293
1株当たり 当期純利益 又は純損失	円	43.00	78.81	21.87	98.03
総資産	百万円	727,777	814,774	882,424	978,351
純資産	百万円	163,974	172,248	156,094	178,268
自己資本比率	%	22.53	21.14	17.68	18.22
1株当たり 純資産	円	1,561.66	1,640.46	1,486.61	1,697.79

②当社の財産及び損益の状況

区分	単位	平成 23 年度 第 7 期	平成 24 年度 第 8 期	平成 25 年度 第 9 期	平成 26 年度 第 10 期 (当事業年度)
営業収益 (売上高)	百万円	804,680	803,236	821,457	1,052,896
経常利益	百万円	4,983	5,175	845	4,470
当期純利益 又は純損失	百万円	3,071	3,355	△125	2,458
1株当たり 当期純利益 又は純損失	円	29.25	31.95	△1.19	23.41
総資産	百万円	700,794	783,845	849,537	938,317
純資産	百万円	139,845	143,200	143,075	141,840
自己資本比率	%	19.95	18.26	16.84	15.11
1株当たり 純資産	円	1,331.85	1,363.81	1,362.62	1,350.86

(6) 主要な事業内容

事業部門	主要な事業内容
高速道路事業	道路管理事業 道路建設事業
受託事業	道路受託事業
道路休憩所事業	道路休憩所事業
その他の事業	駐車場事業 トラックターミナル事業 占用施設活用事業 ホテル事業 ウェブ事業 コンサルティング事業 海外事業 カード事業

(7) 主要な営業所

(平成27年3月31日現在)

①当社の主要な事業所

- ・本社 (東京都千代田区)
- ・支社 北海道支社 (札幌市) 【 6 管理事務所、 1 工事事務所】
- 東北支社 (仙台市) 【 15 管理事務所、 4 工事事務所】
- 関東支社 (さいたま市) 【 14 管理事務所、 6 工事事務所】
- 新潟支社 (新潟市) 【 4 管理事務所、 1 工事事務所】
- ・海外 インド事務所 (インド)

注) 関東支社は、防災機能強化を目的として、平成27年1月13日に東京都台東区からさいたま市に移転しました。

②主要な子会社の本店所在地

- 株式会社ネクスコ・トール東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ・トール関東 (東京都墨田区)
- 株式会社ネクスコ・トール北関東 (東京都荒川区)
- 株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道 (札幌市)
- 株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング (東京都荒川区)
- 株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟 (新潟市)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス北海道 (札幌市)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス関東 (東京都足立区)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス新潟 (長岡市)
- 株式会社ネクスコ・パトロール東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ・パトロール関東 (東京都文京区)
- 株式会社ネクスコ・サポート北海道 (札幌市)
- 株式会社ネクスコ・サポート新潟 (新潟市)
- 株式会社ネクスコ東日本トラスティ (東京都港区)
- ネクセリア東日本株式会社 (東京都港区)
- 株式会社ネクスコ東日本リテイル (東京都港区)
- 株式会社ネクスコ東日本エリアサポート (東京都港区)
- 株式会社ネクスコ東日本ロジテム (東京都港区)
- 株式会社ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ (東京都港区)
- 株式会社盛岡セントラルホテル (盛岡市)
- 株式会社ホームワークス (東京都港区)
- 株式会社ネクセリア・シティフード (東京都文京区)
- 株式会社スノーフーズ (札幌市)

(8) 従業員の状況

(平成27年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業部門	従業員数	対前期比増減
高速道路事業	12,442名	247名増
受託事業		
道路休憩所事業	1,150名	41名減
その他の事業		
共通部門	348名	2名減
計	13,940名	204名増

②当社の使用人の状況

従業員数	対前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,196名	7名増	42.9歳	19.5年

注) 当社から社外への出向者を除き、社外からの出向者を含みます。

(9) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

(平成27年3月31日現在)

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ネクスコ・トール 東北	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・トール 関東	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・トール 北関東	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・エンジ ニアリング北海道	60 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・エンジ ニアリング東北	90 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ東日本 エンジニアリング	90 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・エンジ ニアリング新潟	40 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・メンテ ナンス北海道	43 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテ ナンス東北	99 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテ ナンス関東	90 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテ ナンス新潟	72 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・パトロ ール東北	60 百万円	100.0%	交通管理業務
株式会社ネクスコ・パトロ ール関東	90 百万円	100.0%	交通管理業務
株式会社ネクスコ・サポー ト北海道	40 百万円	100.0%	料金收受業務及び交通管 理業務
株式会社ネクスコ・サポー ト新潟	40 百万円	100.0%	料金收受業務及び交通管 理業務
株式会社ネクスコ東日本 トラスティ	45 百万円	100.0%	用地の取得・管理及び社屋 等管理業務
ネクセリア東日本株式会 社	15 億円	100.0%	サービスエリア・パーキン グエリア内商業施設の管 理・運営業務
株式会社ネクスコ東日本 リテイル	225 百万円	100.0%	サービスエリア・パーキン グエリア内直営店舗運営 業務
株式会社ネクスコ東日本 エリアサポート	90 百万円	100.0%	サービスエリア・パーキン グエリア内商業施設の管 理点検業務及びコンサル ジェ業務

株式会社ネクスコ東日本ロジテム	150 百万円	100.0%	サービスエリア・パーキングエリア内店舗への配送等業務
株式会社ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ	85 百万円	100.0%	SMH関連技術や情報基盤高度化技術の調査、研究、開発業務
株式会社盛岡セントラルホテル	55 百万円	100.0%	サービスエリア・パーキングエリア内直営店舗運営業務等
株式会社ホームワークス	20 百万円	100.0%	飲食店舗運営業務
株式会社ネクセリア・シティフード	60 百万円	100.0%	飲食店舗運営業務
株式会社スノーフーズ	20 百万円	100.0%	食品加工卸売業務

注) 当社は、SMH関連技術や情報基盤高度化技術の開発、その内部活用の促進、技術開発成果の外販などの業務を実施するため、平成27年3月に、株式会社ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズを設立いたしました。

注) 株式会社盛岡セントラルホテルは、株式会社ネクスコ東日本リテイルの完全子会社(当社の孫会社)です。

注) 株式会社ホームワークスは、ネクセリア東日本株式会社の完全子会社(当社の孫会社)です。

注) ネクセリア東日本株式会社は、平成26年6月に、飲食店事業等を展開する株式会社ネクセリア・シティフードを完全子会社(当社の孫会社)にしました。

注) 株式会社ネクスコ東日本ロジテムは、平成26年8月に、株式会社ネクセリア・シティフードから食料加工卸売事業等を展開する株式会社スノーフーズの株式を承継し、完全子会社(当社の孫会社)にしました。

② その他の重要な企業結合の状況

(平成27年3月31日現在)

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社NEXCO保険サービス	15 百万円	33.3%	損害保険代理店業務、生命保険募集業務、保険コンサルティング業務
株式会社NEXCOシステムズ	50 百万円	33.3%	NEXCO3社の基幹となるシステムの運用管理業務
株式会社高速道路総合技術研究所	45 百万円	33.3%	NEXCO3社の高速道路技術に関する調査・研究・技術開発業務
ハイウェイ・トール・システム株式会社	75 百万円	24.0%	料金收受機械保守整備業務
東京湾横断道路株式会社	900 億円	33.3%	東京湾アクアライン、海ほたるパーキングエリアの管理・運営業務
東北高速道路ターミナル株式会社	10 億 82 百万円	27.0%	仙台南トラックターミナル、郡山トラックターミナルの管理・運営業務
日本高速道路インターナショナル株式会社	49 百万円	28.6%	海外の高速道路の新設・改築・維持・修繕・管理に関する業務

注) 日本高速道路インターナショナル株式会社は、海外事業への投資を目的として、平成26年12月に資本金6億13百万円に増資しましたが、経営効率化を図るため、平成27年3月に資本金49百万円に減資しました。

(10) 主要な借入先の状況

(平成27年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	140億円
株式会社福岡銀行	100億円
株式会社三井住友銀行	88億90百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	88億90百万円
農林中央金庫	87億50百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況

(平成27年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 420百万株
- ② 発行済株式の総数 105百万株
- ③ 株主数 1名
- ④ 1単元の株式数 100株

(2) 株主の状況

(平成27年3月31日現在)

株主名	当社への出資状況		当社の株主への出資状況	
	持ち株数	議決権比率	持ち株数	議決権比率
財務大臣	105,000,000株	100.00%	—	—

注) 平成26年4月1日に、国土交通大臣が所有する全株式が財務大臣の所有になりました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(平成27年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
岩沙 弘道	取締役会長	三井不動産株式会社 代表取締役会長
廣瀬 博	代表取締役社長 CEO (最高経営責任者)	
榊 正剛	代表取締役兼専務執行役員 経営企画本部長	
山内 泰次	取締役兼常務執行役員 管理事業本部長	
鈴木 次雄	取締役兼常務執行役員 総務・経理本部長	
鹿島 幹男	取締役兼常務執行役員 事業開発本部長	
遠藤 元一	取締役兼常務執行役員 建設・技術本部長	
樋口 幸男	監査役 (常勤)	
井川 裕昌	監査役 (常勤)	
大泉 隆史	監査役 (非常勤)	
清水 涼子	監査役 (非常勤)	

注) 平成26年6月25日開催の第9期定時株主総会において、以下のとおり決議されました。

- ・鈴木次雄氏及び遠藤元一氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- ・樋口幸男氏、井川裕昌氏、大泉隆史氏及び清水涼子氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。
- ・岩沙弘道氏、廣瀬博氏、榊正剛氏、山内泰次氏及び鹿島幹男氏は取締役に再任され、就任いたしました。

注) 監査役は、全員、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。

注) 監査役清水涼子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

注) 取締役岩沙弘道氏は、三井不動産株式会社代表取締役会長であり、当社は同社との間で本社社屋の賃貸借契約等を締結しております。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額	備考
取締役	8人	128百万円	・取締役の報酬額 年額 200百万円以内 (平成17年9月21日開催 の創立総会決議)
監査役	7人	55百万円	・監査役の報酬額 年額 70百万円以内 (平成17年9月21日開催 の創立総会決議)
計	15人	184百万円	

注) 上記のほか、当期において役員退職慰労引当金10百万円を計上しております。

注) 上記人数には、第9期定時株主総会において退任した取締役2名及び監査役3名を含んでおり、無報酬の取締役は含んでおりません。

注) 上記報酬等の額には、第9期定時株主総会において退任した取締役2名に対して支給した退職慰労金16百万円及び監査役2名に対して支給した退職慰労金9百万円を含んでおります。

注) 上記報酬等の額には、社外監査役6名に対する報酬等47百万円を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 各社外役員の主な活動状況

I 監査役 樋口 幸男

当該事業年度における主な活動状況

取締役会へは就任後当該事業年度に開催された12回全てに出席し、監査役会へは同10回全てに出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っています。また、常勤監査役として経営会議その他の重要会議に出席のほか、支社、事務所、グループ会社の往査等を行い、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しています。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしております。

II 監査役 井川 裕昌

当該事業年度における主な活動状況

取締役会へは就任後当該事業年度に開催された12回全てに出席し、監査役会へは同10回全てに出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っています。また、常勤監査役として経営会議その他の重要会議に出席のほか、支社、事務所、グループ会社の往査等を行い、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しています。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしております。

III 監査役 大泉 隆史

当該事業年度における主な活動状況

取締役会へは就任後当該事業年度に開催された12回の中11回に出席し、監査役

会へは同10回の中9回に出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っています。また、監査役会において常勤監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、経営会議その他の重要会議に出席するとともに、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しています。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしています。

IV 監査役 清水 涼子

当該事業年度における主な活動状況

取締役会へは就任後当該事業年度に開催された12回の中11回に出席し、監査役会へは同10回全てに出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っています。また、監査役会において常勤監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、経営会議その他の重要会議に出席するとともに、グループ会社の往査等を行い、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しています。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしています。

V 監査役 南波 廣宜

当該事業年度における主な活動状況

取締役会へは当該事業年度の在任期間に開催された3回全てに出席し、監査役会へは同5回全てに出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っています。また、常勤監査役として経営会議その他の重要会議に出席のほか、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しています。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしています。

VI 監査役 秋山 和美

当該事業年度における主な活動状況

取締役会へは当該事業年度の在任期間に開催された3回全てに出席し、監査役会へは同5回全てに出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っています。また、常勤監査役として経営会議その他の重要会議に出席のほか、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しています。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしています。

② 責任限定契約の概要

当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。

当該定款に基づき当社が社外監査役である樋口幸男氏、井川裕昌氏、大泉隆史氏及び清水涼子氏と締結した当該契約内容の概要は次のとおりです。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記責任限定が認められるのは、社外監査役がその原因となった職務の遂行につい

て善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	6 6 百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	9 5 百万円

注) 表下段の額には、表上段の額を含んでおります。

注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、当社の都合による場合のほか、当該会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき、株主総会に提出する当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、平成18年4月27日開催の取締役会において決議いたしました「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、当事業年度では、平成27年3月26日開催の取締役会において所要の見直しを行い、次のように決議いたしました。(施行日は平成27年5月1日となります。)

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会の意思決定に参画するとともに、取締役の職務を相互に監督し、法令に定める「善管注意義務」及び「忠実義務」に則って適切に職務を行う。

高い倫理観と社会的ルールの遵守のための行動指針として、倫理行動規範を定め、取締役はこれを率先して実践する。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体などには、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る文書その他の情報につき、社内規則を定め、適切に保存及び管理を行う。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全・安心を最優先に、事故・災害等の発生に備えて事故・災害等の予防、応急対策及び復旧に関する規程等社内規則を定め、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えるとともに、老朽化する高速道路の確実な維持管理に向けた取組を行う。

また、リスクマネジメントに関する規程等社内規則を定め、事業執行上の各種のリスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、委員会等で適宜検証し、適切に対応する体制を整えるほか、経営に与える影響の大きい最重要リスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置付け、取り組むこととする。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、会社の重要な業務執行に係る決議、報告を行うとともに、経営会議を設置し、全社的に影響を及ぼす重要事項を十分に審議する。

また、経営の監督機能と業務執行機能の明確な役割分担のもと、役員・執行役員間の全社的な経営情報の共有を行う役員連絡会を設置し、取締役会の決議又は経営会議の審議に基づく代表取締役の定めた方針に従い業務を執行する体制を確立するとともに、組織と職務権限・責任に関する社内規則を定め、効率的執行を確保する。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社が行う高速道路事業の高い公共性に鑑み、法令、定款、倫理行動規範、その他社内規則及び社会通念等を遵守した職務の執行を確保するため、法令遵守活動に関する委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進を図ることにより、使用人が高い倫理観を保持し行動する環境を整備する。

また、内部監査の専属組織を設置し、継続的な監査を実施する。

加えて、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体などには、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。

⑥ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
必要に応じて、子会社の職務執行状況について役員連絡会における報告を義務づけるほか、子会社の経営管理に関する社内規則を定め、子会社の経営管理上重要な事項について、当社の承諾等を行う体制を整える。
- 2 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社において、リスクマネジメントに関する規程等社内規則を定めるなど、事業執行上の各種のリスクについて適切に対応する体制を整える。
- 3 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
グループ戦略会議を設置し、当社グループの事業戦略を推進かつ共有するほか、子会社に取締役会を設置し適切に運営するなど、子会社の態様に応じ、効率的執行を確保する。
- 4 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社の取締役及び使用人が法令、定款、その他社内規則及び社会通念等を遵守するため、当社グループ倫理行動規範を定めるほか、必要に応じて、子会社における内部統制体制について指導・支援を行うことにより、子会社の取締役及び使用人が高い倫理観を保持し行動する環境の整備に努めるとともに、子会社の内部監査を定期的実施する。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織を設置し、専属の使用人を配置する。

⑧ 前条の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前条の使用人については業務執行部門との兼務を行わず、監査役の職務補助専任とするとともに、その人事異動については、監査役に協議することとする。

⑨ 当社の監査役への報告に関する体制

- 1 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての通報の状況を定期的に報告することとする。
- 2 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
前項の体制に加え、必要に応じて、監査役と子会社の取締役及び監査役が情報共有

する体制を整える。

- ⑩ 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

通報に関する社内規則を定め、通報者に対する不利な取扱いを禁止する。

- ⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行に関する所要の費用等を請求するときは、当該費用等が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、請求に応じる。

- ⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との関係に努めることとする。

貸借対照表
平成27年3月31日現在

(単位:百万円)

科 目	金 額	
資 産 の 部		
I 流動資産		
現金及び預金		15,530
高速道路事業営業未収入金		85,095
未収入金		5,250
未収収益		25
リース投資資産		279
短期貸付金		904
有価証券		43,999
仕掛道路資産		516,537
商品		3
原材料		552
貯蔵品		776
受託業務前払金		5,927
前払金		192
前払費用		370
繰延税金資産		237
その他の流動資産		18,802
貸倒引当金		△ 10
流動資産合計		694,478
II 固定資産		
A 高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,867	
減価償却累計額	△ 793	1,073
構築物	43,237	
減価償却累計額	△ 8,576	34,660
機械及び装置	114,768	
減価償却累計額	△ 69,483	45,285
車両運搬具	31,095	
減価償却累計額	△ 22,098	8,997
工具、器具及び備品	6,755	
減価償却累計額	△ 4,572	2,182
土地		3
リース資産	63	
減価償却累計額	△ 31	31
建設仮勘定		2,165
無形固定資産		3,235
B 関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	31,743	
減価償却累計額	△ 9,812	21,930
構築物	6,802	
減価償却累計額	△ 3,701	3,100
機械及び装置	2,682	
減価償却累計額	△ 966	1,715
工具、器具及び備品	411	
減価償却累計額	△ 195	215
土地		73,119
建設仮勘定		998
無形固定資産		101,080
		134
		101,215

科 目	金 額		
C 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	9,613		
減価償却累計額	<u>△ 3,549</u>	6,064	
構築物	710		
減価償却累計額	<u>△ 440</u>	269	
機械及び装置	117		
減価償却累計額	<u>△ 87</u>	30	
車両運搬具	0		
減価償却累計額	<u>△ 0</u>	0	
工具、器具及び備品	1,559		
減価償却累計額	<u>△ 1,084</u>	474	
土地		11,593	
リース資産	550		
減価償却累計額	<u>△ 252</u>	297	
建設仮勘定		<u>152</u>	18,882
無形固定資産			<u>5,036</u>
D その他の固定資産			23,918
有形固定資産			
土地		<u>107</u>	<u>107</u>
E 投資その他の資産			
関係会社株式			15,251
投資有価証券			403
長期貸付金			435
長期前払費用			1,970
その他の投資等			2,552
貸倒引当金			<u>△ 118</u>
固定資産合計			<u>20,495</u>
III 繰延資産			243,372
道路建設関係社債発行費			<u>466</u>
繰延資産合計			<u>466</u>
資産合計			<u><u>938,317</u></u>

科 目	金 額	
負 債 の 部		
I 流動負債		
高速道路事業営業未払金	218,004	
1年以内返済予定長期借入金	0	
リース債務	153	
未払金	34,791	
未払費用	1,084	
未払法人税等	1,693	
預り連絡料金	867	
預り金	20,117	
受託業務前受金	6,731	
前受金	1,342	
前受収益	7	
賞与引当金	2,360	
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	45	
回数券払戻引当金	21	
その他の流動負債	2,996	
流動負債合計		290,219
II 固定負債		
道路建設関係社債	274,843	
道路建設関係長期借入金	145,000	
その他の長期借入金	5	
リース債務	198	
繰延税金負債	183	
受入保証金	4,956	
退職給付引当金	71,115	
役員退職慰労引当金	22	
ETCマイレージサービス引当金	9,350	
カードポイントサービス引当金	462	
資産除去債務	118	
固定負債合計		506,257
負債合計		796,476
純 資 産 の 部		
I 株主資本		
資本金		52,500
資本剰余金		
資本準備金	52,500	
その他資本剰余金	6,293	
資本剰余金合計		58,793
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	17,205	
繰越利益剰余金	13,310	30,515
利益剰余金合計		30,515
株主資本合計		141,809
II 評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		31
評価・換算差額等合計		31
純資産合計		141,840
負債・純資産合計		938,317

損 益 計 算 書
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
I. 高速道路事業営業損益		
1. 営業収益		
料金収入	777,432	
道路資産完成高	245,482	
その他の売上高	1,055	1,023,971
2. 営業費用		
道路資産賃借料	560,190	
道路資産完成原価	245,482	
管理費用	218,426	1,024,100
高速道路事業営業損失		△ 129
II. 関連事業営業損益		
1. 営業収益		
受託業務収入	17,643	
休憩所等事業収入	9,584	
その他の事業収入	1,696	28,925
2. 営業費用		
受託業務事業費	17,620	
休憩所等事業費	8,707	
その他の事業費用	1,793	28,120
関連事業営業利益		804
全事業営業利益		675
III. 営業外収益		
受取利息		9
有価証券利息		40
受取配当金		2,929
土地物件貸付料		248
雑収入		716
		3,944
IV. 営業外費用		
支払利息		26
社債利息		4
雑損失		119
経常利益		4,470
V. 特別利益		
固定資産売却益		298
特別損失		
固定資産除却損		329
その他特別損失		160
税引前当期純利益		4,279
法人税、住民税及び事業税	1,790	
法人税等調整額	30	1,820
当期純利益		2,458

株主資本等変動計算書

平成26年4月1日 から 平成27年3月31日 まで

(単位:百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
					別途 積立金	繰越利益 剰余金					
平成26年4月1日残高	52,500	52,500	6,293	58,793	19,277	12,504	31,781	143,074	0	0	143,075
会計方針の変更による 累積的影響額						△ 3,723	△ 3,723	△ 3,723			△ 3,723
会計方針の変更を反映した 当期首残高	52,500	52,500	6,293	58,793	19,277	8,780	28,057	139,351	0	0	139,351
事業年度中の変動額											
別途積立金の取崩					△ 2,071	2,071	-	-			-
当期純利益						2,458	2,458	2,458			2,458
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)									30	30	30
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△ 2,071	4,529	2,458	2,458	30	30	2,489
平成27年3月31日残高	52,500	52,500	6,293	58,793	17,205	13,310	30,515	141,809	31	31	141,840

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

一 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっている。
- ② 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっている。
- ③ その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法によっている。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛道路資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としている。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入している。

② 商品・原材料・貯蔵品

最終仕入原価法等による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

二 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

主な耐用年数は以下のとおりである。

建物	7～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	5～17年

なお、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっている。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

三 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上している。

(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上している。

(4) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上している。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりである。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上している。

(7) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上している。

(8) カードポイントサービス引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上している。

四 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則（平成 17 年国土交通省令第 65 号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っている。

また、受託事業に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用している。

なお、平成 21 年 3 月 31 日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が 50 億円以上の長期工事（工期 2 年超）については工事進行基準を適用している。

五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却している。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

(3) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。また、外貨建有価証券（その他有価証券）は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理している。

(4) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号 平成 27 年 3 月 26 日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第 35 項本文及び退職給付適用指針第 67 項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更している。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減している。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が 3,723 百万円増加し、繰越利益剰余金が同額減少している。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微である。

3. 貸借対照表に関する注記

一 担保に供している資産及び担保に係る債務

高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 8 条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債 275,000 百万円（額面）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債 335,000 百万円（額面）の担保に供している。

二 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っている。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成 16 年法律第 102 号）第 16 条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	1,408,850 百万円
中日本高速道路(株)	8 百万円
西日本高速道路(株)	21 百万円
合 計	1,408,881 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っている。

- ① 日本道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く。）については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	3,764 百万円
--------------------	-----------

- ② 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 385,000 百万円

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が 225,000 百万円(額面)、道路建設関係長期借入金が 35,000 百万円それぞれ減少している。

三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,118 百万円
長期金銭債権	430 百万円
短期金銭債務	48,282 百万円
長期金銭債務	866 百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 9,755 百万円

営業費用 143,520 百万円

営業取引以外の取引による取引高 4,490 百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 105,000,000 株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

賞与引当金	780 百万円
退職給付引当金	22,958 百万円
ETC マイレージサービス引当金	3,020 百万円
その他	3,014 百万円
繰延税金資産小計	29,774 百万円
評価性引当額	△29,534 百万円
繰延税金資産合計	240 百万円

繰延税金負債

その他	△185 百万円
繰延税金負債合計	△185 百万円
繰延税金資産の純額	54 百万円

7. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

1 年内	480,446 百万円
1 年超	21,602,972 百万円
合 計	22,083,418 百万円

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされている。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされている。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっている。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっている。

8. 関連当事者との取引に関する注記

一 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ネクセリア東日本(株)	所有直接100%	休憩施設の賃貸等	配当金の受入(注)	796		
子会社	(株)ネクスコ東日本エンジニアリング	所有直接100%	保全点検業務の委託等	配当金の受入(注)	529		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 子会社の株主総会の決議等をもって剰余金の配当が行われたものである。

二 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払	560,190	高速道路事業営業未払金	131,819
			道路資産及び債務の引渡等	道路資産完成高	245,482	高速道路事業営業未収入金	18,202
				債務の引渡及び債務保証(注1)	260,000		
			借入金等の連帯債務	債務保証(注2)	1,408,850		
				債務保証(注3)	128,764		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡している。また、当社は、引き渡した債務について独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。なお、保証料は受け取っていない。
2. 日本道路公団等民営化関係法施行法第 16 条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。）について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。なお、保証料は受け取っていない。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に前事業年度までに引き渡した額のうち、3,764 百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と、125,000 百万円については独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と、それぞれ連帯して債務を負っている。なお、保証料は受け取っていない。
4. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

9. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,350.86 円
一株当たり当期純利益金額	23.41 円

連 結 貸 借 対 照 表
平成27年3月31日現在

(単位:百万円)

科 目	金 額	
資 産 の 部		
I 流動資産		
現金及び預金	20,378	
高速道路事業営業未収入金	85,091	
未収入金	6,027	
有価証券	44,099	
仕掛道路資産	514,958	
その他のたな卸資産	3,688	
受託業務前払金	5,800	
繰延税金資産	1,296	
その他	21,276	
貸倒引当金	△ 10	
流動資産合計	702,606	702,606
II 固定資産		
1 有形固定資産		
建物	54,755	
減価償却累計額	△ 17,089	37,665
構築物	50,794	
減価償却累計額	△ 12,860	37,933
機械及び装置	117,508	
減価償却累計額	△ 70,787	46,721
車両運搬具	34,012	
減価償却累計額	△ 23,943	10,068
工具、器具及び備品	13,105	
減価償却累計額	△ 8,863	4,241
土地		87,050
リース資産	4,938	
減価償却累計額	△ 2,147	2,791
建設仮勘定		3,801
有形固定資産合計	230,273	
2 無形固定資産		
無形固定資産		9,962
無形固定資産合計		9,962
3 投資その他の資産		
投資有価証券	25,175	
長期前払費用	2,064	
繰延税金資産	3,194	
その他	4,741	
貸倒引当金	△ 132	
投資その他の資産合計	35,042	
固定資産合計		275,278
III 繰延資産		
道路建設関係社債発行費	466	
繰延資産合計		466
資 産 合 計	978,351	978,351

科 目	金 額	
負 債 の 部		
I 流動負債		
高速道路事業営業未払金	195,701	
1年内返済予定の長期借入金	5	
リース債務	922	
未払金	50,433	
未払法人税等	3,307	
預り金	1,543	
受託業務前受金	6,731	
前受金	1,354	
賞与引当金	5,105	
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	45	
回数券払戻引当金	21	
その他	6,470	
流動負債合計	6,470	271,643
II 固定負債		
道路建設関係社債	274,843	
道路建設関係長期借入金	145,000	
長期借入金	10	
リース債務	2,170	
ETCマイレージサービス引当金	9,350	
その他引当金	649	
退職給付に係る負債	83,072	
のれん	4,024	
その他	9,318	
固定負債合計	9,318	528,439
負債合計		800,082
純 資 産 の 部		
I 株主資本		
資本金	52,500	
資本剰余金	58,793	
利益剰余金	69,521	
株主資本合計	69,521	180,815
II その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	37	
退職給付に係る調整累計額	△ 2,583	
その他の包括利益累計額合計	△ 2,583	△ 2,546
純 資 産 合 計		178,268
負債・純資産合計		978,351

連 結 損 益 計 算 書
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
I. 営業収益		1,088,710
II. 営業費用		
道路資産賃借料	560,190	
高速道路等事業管理費及び売上原価	433,400	
販売費及び一般管理費	88,252	1,081,843
営業利益		6,867
III. 営業外収益		
受取利息	230	
土地物件貸付料	363	
持分法による投資利益	1,386	
その他	1,351	3,332
IV. 営業外費用		
支払利息	28	
その他	148	176
経常利益		10,022
V. 特別利益		
負ののれん発生益	5,125	
その他	340	5,465
VI. 特別損失		
固定資産除却損	401	
その他	13	415
税金等調整前当期純利益		15,073
法人税、住民税及び事業税	4,480	
法人税等調整額	299	4,779
少数株主損益調整前当期純利益		10,293
当期純利益		10,293

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

平成26年4月1日 から 平成27年3月31日 まで

(単位:百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益 累計額合計	
平成26年4月1日残高	52,500	58,793	63,277	174,570	1	△ 18,477	△ 18,475	156,094
会計方針の変更による累積的影響額			△ 4,048	△ 4,048				△ 4,048
会計方針の変更を反映した当期首残高	52,500	58,793	59,228	170,522	1	△ 18,477	△ 18,475	152,046
連結会計年度中の変動額								
当期純利益			10,293	10,293				10,293
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					35	15,893	15,929	15,929
連結会計年度中の変動額合計	—	—	10,293	10,293	35	15,893	15,929	26,222
平成27年3月31日残高	52,500	58,793	69,521	180,815	37	△ 2,583	△ 2,546	178,268

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

一 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結している。

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 25 社

連結子会社の名称

(株)ネクスコ・トール東北、(株)ネクスコ・トール関東、(株)ネクスコ・トール北関東、
(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道、(株)ネクスコ・エンジニアリング東北、
(株)ネクスコ東日本エンジニアリング、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟、
(株)ネクスコ・メンテナンス北海道、(株)ネクスコ・メンテナンス東北、
(株)ネクスコ・メンテナンス関東、(株)ネクスコ・メンテナンス新潟、(株)ネクスコ・パトロール東北、
(株)ネクスコ・パトロール関東、(株)ネクスコ・サポート北海道、(株)ネクスコ・サポート新潟、
(株)ネクスコ東日本トラスティ、ネクセリア東日本(株)、(株)ネクスコ東日本リテイ尔、
(株)盛岡セントラルホテル、(株)ネクスコ東日本ロジテム、(株)ネクスコ東日本エリアサポート、
(株)ホームワークス、(株)ネクセリア・シティフード、(株)スノーフーズ、
(株)ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ

当連結会計年度において、株式の取得等により、(株)ネクセリア・シティフード及び同社子会社
(株)スノーフーズ、並びに同社親会社(株)リバースを連結の範囲に含めている。なお、(株)リバースは、
(株)ネクセリア・シティフードとの合併により消滅している。

連結子会社のうち、(株)ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズについては、当連
結会計年度において新たに設立したことから、連結子会社に含めることとしている。

二 持分法の適用に関する事項

すべての関連会社に持分法を適用している。

持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

持分法適用の関連会社数 7 社

会社等の名称

東京湾横断道路(株)、(株)NEXCO システムズ、(株)高速道路総合技術研究所、
ハイウェイ・トール・システム(株)、(株)NEXCO 保険サービス、東北高速道路ターミナル(株)、
日本高速道路インターナショナル(株)

三 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっている。

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっている。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっている。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としている。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入している。

商品・原材料・貯蔵品等

最終仕入原価法等による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法を採用し、連結子会社は主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法）を採用している。

主な耐用年数は以下のとおりである。

建物	7～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	5～17年

なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっている。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

- ③ リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
 - 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。
 - ② 賞与引当金
 - 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上している。
 - ③ ハイウェイカード偽造損失補てん引当金
 - ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上している。
 - ④ 回数券払戻引当金
 - 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上している。
 - ⑤ 役員退職慰労引当金
 - 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上している。
 - ⑥ ETC マイレージサービス引当金
 - ETC マイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上している。
 - ⑦ カードポイントサービス引当金
 - カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上している。

- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ① 繰延資産の処理方法
 - 道路建設関係社債発行費
 - 社債の償還期限までの期間で均等償却している。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

③ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。また、外貨建有価証券（その他有価証券）は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理している。

④ 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則（平成 17 年国土交通省令第 65 号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っている。

また、受託事業等に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用している。

なお、平成 21 年 3 月 31 日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が 50 億円以上の長期工事（工期 2 年超）については工事進行基準を適用している。

⑤ 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 会計方針の変更に関する注記

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 25 号 平成 27 年 3 月 26 日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第 35 項本文及び退職給付適用指針第 67 項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更している。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額について利益剰余金に加減し、割引率の決定方法の変更による退職給付債務の影響額は、その他の包括利益に計上している。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が 4,168 百万円増加し、利益剰余金が 4,048 百万円減少し、当連結会計年度のその他の包括利益累計額が 11,902 百万円増加している。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微である。

3. 連結貸借対照表に関する注記

一 担保に供している資産及び担保に係る債務

- (1) 高速道路株式会社法(平成 16 年法律第 99 号)第 8 条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債 275,000 百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成 16 年法律第 100 号)第 15 条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債 335,000 百万円(額面)の担保に供している。
- (2) 当社の連結子会社である㈱ネクスコ東日本リテイルは、宝くじ販売等受託業務に関して、定期預金 2 百万円を担保に供している。

二 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っている。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成 16 年法律第 102 号)第 16 条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	1,408,850 百万円
中日本高速道路(株)	8 百万円
西日本高速道路(株)	21 百万円
合 計	1,408,881 百万円

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っている。

① 日本道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く。）については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 3,764 百万円

② 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 385,000 百万円

なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が 225,000 百万円（額面）、道路建設関係長期借入金が 35,000 百万円それぞれ減少している。

三 その他のたな卸資産の内訳

商品	421 百万円
未成工事支出金	954 百万円
原材料及び貯蔵品	2,313 百万円
合 計	3,688 百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式 105,000,000 株

5. 金融商品に関する注記

一 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧のうち、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 51 条第 2 項ないし第 4 項の規定に基づき工事完了時等に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる高速道路資産（以下「高速道路資産」という。）に係る建設資金計画に照らし、金融機関借入及び社債発行により必要資金を調達している。また、短期的な運転資金を短期社債及び金融機関からの借入により調達している。

なお、一時的な余裕資金は、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っている。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社においては、運転資金等をその用途とする短期の資金調達及び高速道路資産の建設等をその用途とする長期の資金調達を行っている。

長期の資金調達においては、固定金利による調達（社債等）の比率を高め、その余を変動金利による調達（金融機関からの借入）によっていることから、金利変動リスクは最小限にとどめている。また、変動金利による調達（金融機関からの借入）に関しては金利変動リスクがあるが、市中における金利環境及び当該借入金の借入期間を考慮のうえ、返済までの金利変動リスクは限定的であると判断されることから、デリバティブは利用していない。

なお、一時的な余裕資金は、社内規程に基づき、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っている。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては、一定の前提条件が織り込まれているため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動する場合もある。

二 金融商品の時価等に関する事項

平成 27 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	20,378	20,378	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	85,091 △10		
	85,080	85,080	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	44,379	44,381	1
② その他有価証券	951	951	—
(4) 高速道路事業営業未払金	(195,701)	(195,701)	—
(5) 未払金	(50,433)	(50,433)	—
(6) 道路建設関係社債	(274,843)	(278,404)	(3,560)
(7) 道路建設関係長期借入金	(145,000)	(143,828)	1,171

(*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する、一般貸倒引当金を控除している。

(*) 負債に計上されているものについては、() で示している。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金並びに(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の相場によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。なお、譲渡性預金等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4) 高速道路事業営業未払金並びに(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(6) 道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっている。

(7) 道路建設関係長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。また、固定金利によるものは元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引き算定する方法によっている。

(注) 2. 非上場株式等（連結貸借対照表 23,943 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

6. 賃貸等不動産に関する注記

一 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、賃貸収入を得ることを目的として、東京都その他の地域において、賃貸用商業施設（土地を含む）等を有している。なお、これらの一部については、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としているものである。

二 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	4,170	4,170
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	85,264	86,155

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。

(注) 2. 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）である。

7. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,697.79 円
一株当たり当期純利益金額	98.03 円

独立監査人の監査報告書

平成27年5月27日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大下内 徹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 打越 隆 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 修一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東日本高速道路株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月27日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大下内 徹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 打越 隆 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 修一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東日本高速道路株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告 謄本

監 査 報 告

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、「平成26年度監査役監査方針及び実施計画」、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査役監査方針及び実施計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。また、当該会計監査人の職務が適正に行われることを確保するための体制についても、指摘すべき事項は認められません。

平成27年6月3日

東日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 樋口 幸 男 ㊟

常勤監査役（社外監査役） 井川 裕 昌 ㊟

監査役（社外監査役） 大泉 隆 史 ㊟

監査役（社外監査役） 清水 涼 子 ㊟